

放送大学学生の懲戒に関する規則

平成 22 年 10 月 13 日

放送大学規則第 3 号

改正 平成 25 年 3 月 13 日

平成 26 年 2 月 19 日

平成 27 年 3 月 11 日

平成 31 年 3 月 13 日

令和 4 年 12 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、放送大学学則(平成 22 年放送大学規則第 1 号。以下「学則」という。)

第 4 6 条第 1 項及び第 5 項並びに放送大学大学院学則(平成 22 年放送大学規則第 4 号。以下「大学院学則」という。)第 4 1 条の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となり得る行為)

第 2 条 懲戒の対象となり得る行為(以下「非違行為」という。)は、次のとおりとする。

- 一 犯罪行為
- 二 ハラスメント等の人権を侵害する行為
- 三 放送大学(以下「本学」という。)の単位認定に関わる不平等に該当する行為
- 四 研究活動不正行為
- 五 情報倫理に反する行為
- 六 本学の規則又は命令等に違反する行為
- 七 本学の秩序を乱す行為
- 八 本学の職員の業務又は教育研究活動を妨げる行為
- 九 本学の学生の学修又は研究活動等を妨げる行為
- 十 本学の名誉又は信用を傷つける行為
- 十一 前各号に掲げる行為のほか、学生としての本分に反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第 3 条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に定めるとおりとし、これを措置することを懲戒処分という。

- 一 退学 学則第 4 6 条第 2 項及び大学院学則第 4 1 条の規定により準用する学則第 4 6 条第 2 項に定める退学(以下「懲戒退学」という。)を指し、本学における修学の権利をはく奪し、学生としての身分を失わせること。
- 二 停学 学生の授業科目の履修(大学院においては、学位論文の作成等に対する指導を受けることを含む。)及び課外活動を禁止すること。
- 三 訓告 文書により注意を与え、学生の行った行為を戒めて事後の反省を求めること。

(懲戒処分の量定)

第 4 条 懲戒処分の量定は、別表に定める標準例に準拠し、次の各号に掲げる事項に基づき、当該学生の態度等並びに非違行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
- 二 非違行為の故意又は過失の別及びその程度
- 三 過去の非違行為の有無

(懲戒小委員会の設置・審議・弁明の機会の付与)

第5条 学長は、学生に対する懲戒について審議する必要があると認めた場合は、学生委員会委員長に対し、放送大学学生委員会規程第9条の規定に基づき学生委員会の下に速やかに学生懲戒小委員会（以下「懲戒小委員会」という。）を設置し、当該学生に対する懲戒の要否及び内容について審議するよう命じるものとする。

2 当該懲戒小委員会は、第9条第1項の不服申立てがなかったとき、第8条第2項の懲戒処分通知書を当該学生に交付したとき又は第13条第2項の審議の中止をしたときに速やかに解散する。

3 懲戒小委員会の組織等については、別に定める。

4 第1項の審議においては、当該学生に対し、弁明の機会を与えるため書面又は対面による事情聴取を行う。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じず、弁明しないときは、当該学生は、その権利を放棄したものとみなす。

5 当該学生の事情聴取が困難と判断される場合は、前項の弁明の機会を与えずに、審議することができる。

6 懲戒小委員会は、第1項の審議結果を学生委員会に報告し、学生委員会は、懲戒小委員会における審議結果に基づき懲戒の要否及び内容について審議し、その結果を学長に報告する。

(懲戒前暫定措置)

第6条 学長は、学生の非違行為が懲戒退学又は停学に相当することが明白である場合は、当該学生の所属する学習センターの所長と協議の上、懲戒退学又は停学の措置が決まるまでの期間、暫定的な措置として謹慎を命ずることができる。謹慎は、当該学生に対し文書により命ずるものとする。

2 前項の謹慎については、別に定める。

(教授会における審議)

第7条 学長は、第5条第6項の審議結果についての学生委員会からの報告を受け、懲戒が相当であると判断したときは、当該学生の懲戒を教授会に発議するものとする。

2 教授会は、前項の発議を受け、当該学生に対する懲戒の要否及び内容について審議し、議決するものとする。

(懲戒処分の決定・通知)

第8条 学長は、前条第2項の教授会の議を経て、当該学生に対する懲戒の要否及び内容を決定する。

2 学長は、前項の規定に基づき、学生に対して懲戒処分を決定したときは、当該学生に対し、懲戒処分通知書を交付することにより、その旨を通知するものとする。ただし、懲戒処分通知書の交付により難しい場合は、当該学生の所属する学習センターにおいて公示を行い、公示した日から14日を経過した時に通知したものとみなす。

3 懲戒処分の効力は、前項の通知を行った時（前項ただし書の場合にあっては、通知した

ものとみなす時) から生じるものとする。

4 第2項及び第3項に規定する通知に関する事項は、別に定める。

(懲戒処分への不服申立て)

第9条 前条第2項の通知を受けた者は、懲戒処分の対象となる事実についての誤認、補足その他正当な理由があり、当該懲戒処分に不服がある場合には、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算して30日以内に学長に対して書面により不服申立てを行うことができる。

2 前項の書面には、不服である旨を理由づける事実について記載し、根拠となる資料を添付しなければならない。

3 学長は、不服申立てを受けたときは、学生委員会委員長に対し、当該懲戒小委員会において不服申立てにより懲戒内容の変更等が必要か審議するよう命じる。

4 当該懲戒小委員会は前項の審議結果を学生委員会に報告し、学生委員会は当該懲戒小委員会の審議結果に基づき、不服申立てにより懲戒内容の変更等が必要かを審議し、その結果を学長に報告する。

(不服申立てに対する決定)

第10条 学長は、前条の不服申立てについての審議結果について報告を受けた場合は、これを教授会に発議するものとする。

2 教授会は、前項の発議を受け、当該学生の不服申立てによる懲戒内容の変更等が必要か審議し、議決するものとする。

3 学長は、前項の教授会の議を経て、当該不服申立てに対する取扱いを決定する。

4 第1項から第3項までに關する手続事項については、別に定める。

(学籍簿への記載)

第11条 懲戒処分を行った場合は、その内容を当該学生の学籍簿に記載するものとする。

(懲戒処分と学籍異動)

第12条 学長は、第5条第1項の規定に基づく審議を命じた対象学生から、懲戒処分の決定前に学則第41条又は大学院学則第37条の規定に基づく退学(以下「自主退学」という。)の願出があったときは、これを受理しないものとする。

2 学長は、停学中の学生から休学の願出があったときは、これを受理しない。

3 学長は、休学中の学生に停学の懲戒処分を行った場合は、当該学生に対し当該懲戒処分の期間について休学の許可を取り消す。

4 学長は、停学中の学生から自主退学の願出があったときは、これを受理することができる。ただし、自主退学が許可された場合であっても、停学処分の効力を失わせるものではない。

(懲戒手続中の卒業等)

第13条 第5条第1項の審議から第8条第2項の通知までの間、学則第19条若しくは大学院学則第14条の修業期間が終了する学生、学則第42条若しくは大学院学則第36条の規定に基づき除籍となる学生又は学則第43条により卒業若しくは大学院学則第39条により修了を認定された学生について、当該学生の同意を得た上、学生の身分を失った後も引き続き学生とみなして審議を行い、懲戒は懲戒相当として懲戒相当の要否及び内容を確定する。

2 当該学生が、前項の審議に同意しない場合は、審議は中止し、当該学生の再入学を認めないものとする。

3 第1項の場合の手続は、第5条及び第7条から第11条までの規定を準用する。

(守秘義務)

第14条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。学園の役員又は職員等でなくなった後も同様とする。

(事務)

第15条 学生の懲戒に関する事務は、学務部学習センター支援室において処理する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒及び懲戒処分を受けた者の再入学に関する事項等は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日)

この規則は、平成25年3月13日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日)

この規則は、平成27年3月16日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月21日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 懲戒の標準的な適用（第4条関係）

区分	非違行為の種類	懲戒の適用
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	懲戒退学
	傷害行為	
	薬物犯罪行為、危険物犯罪行為	
	窃盗、万引き、詐欺、名誉毀損、人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	懲戒退学又は停学
	わいせつ行為、痴漢行為（覗き見、盗撮、盗聴行為その他の迷惑行為を含む）	
	ストーカー行為	
	その他刑事罰該当行為又は罰則のある条例違反等行為	
	コンピュータ又はネットワークの不正アクセス、不正使用で悪質な行為	停学又は訓告
コンピュータ又はネットワークの不正使用行為		
交通事故	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な行為	懲戒退学
	無免許運転、暴走運転、飲酒運転等の悪質な交通法規違反のほう助行為	懲戒退学又は停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が前方不注意等の過失による行為	懲戒退学又は停学
ハラスメント	パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等のハラスメントに当たる行為	懲戒退学、停学又は訓告
単位認定に関わる不正等に該当する行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり（なりすまし）受験等の悪質な不正行為	懲戒退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わない行為	訓告
研究活動の不正行為	発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表を行う行為	懲戒退学又は停学
	研究費等の不正受給又は不正使用行為	
情報倫理	インターネットを利用して、公序良俗に反する行為又は第三者への誹謗、中傷、プライバシーの侵害若しくは虚偽情報の発信若しくはソフトウェアなどの著作権若しくは特許権その他の知的財産権の侵害を行う行為	懲戒退学、停学又は訓告

学園・本学 (本学の学生 含む) に対す る非違行為	本学の規則又は命令等に違反する行為	懲戒退学、停 学又は訓告
	本学の秩序を乱す行為	
	本学の職員の業務又は教育研究活動を妨げる行為	
	学園又は本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠行為	
	学園又は本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損又は不法改築等行為	
	学園又は本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束等行為	
	本学の学生の学修又は研究活動等を妨げる行為	
	本学の名誉又は信用を傷つける行為	
その他	その他学生としての本分に反する行為	懲戒退学、停 学又は訓告
	本表中の各区分における非違行為のほう助行為	

備考 懲戒処分の量定については、複数の非違行為を行っていた場合や個々の事情に則し、懲戒の加重減輕を決定する。

また、本表中に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を決定する。